

戸田市市内業者優先発注実施方針

1 目的

市内業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、戸田市市内業者優先発注実施方針を定め、適正な競争原理の下、公正性を確保しつつ、市内業者への優先発注や分離・分割発注を推進するなど、市内業者の受注機会の増大に努める。

2 定義

- (1) 市内業者 戸田市内に本店を有する事業者
- (2) 準市内業者 戸田市内に支店、営業所その他営業活動の拠点をもつ事業者

3 選定方法

業者指名に当たっては、市内業者の受注機会の確保に配慮するとともに、次に掲げる事項について総合的に勘案して選定するものとする。

- ・ 不誠実な行為の有無
- ・ 経営及び信用状況
- ・ 履行成績又は履行実績
- ・ 指名及び受注の状況
- ・ 専門性及び技術的適性
- ・ 履行能力
- ・ 地理的条件
- ・ 安全管理及び労働福祉の状況
- ・ 登録、許可、免許等の資格

(1) 共通

- ① 入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定する。
- ② 市内業者では対応できない、又は市内業者だけでは競争性を確保できない場合を除き、原則として、市内業者を選定する。
- ③ 一般競争入札においては、公正な競争を確保しつつ、入札参加資格に地域要件を設定し、市内業者の受注機会を確保するものとし、地域要件を市外に拡大する場合においては、埼玉県行政区域（南部地区（戸田市・蕨市・川口市）や県土整備事務所管内（戸田市・蕨市・川口市・さいたま市）等）から埼玉県内、隣接都県（東京都特別区を含む。）等と順次拡大するものとする。
- ④ 指名競争入札又は競争見積による随意契約（見積もり合わせ）においては、指名・受注が特定の業者に偏ることのないよう指名回数を考慮して選定する。

- ⑤ 経済性や効率性等を勘案した上、分離・分割発注できるものについては、これを積極的に活用する。
- ⑥ 準市内業者は市内業者に準じて取り扱う。

(2) 建設工事

- ① 指名競争入札における業者の指名については次のとおりとする。

市内業者	可能な限り優先して指名する。
準市内業者	市内業者の受注状況を考慮しながら適宜指名する。
新規市内業者	まず小規模工事で指名し、実績を参考に指名する。

- ② 大規模又は技術的難易度が高い工事で市外業者が受注した場合は、下請負、資材等の調達について、市内業者に発注するよう要請するものとする。

(3) 物品購入・製造の請負（印刷製本、特殊自動車、彫像の製作等）

- ① 物品購入については、特定の業者のみが優位にならないよう、メーカー指定等を避け、同等品も認めることとする。
- ② 受注実績がない業者も指名して、受注機会を確保する。

(4) 業務委託・手数料（労働者派遣に限る。）・賃貸借

- ① 継続的に発注している業務等で、市外業者と契約しているもののうち、分離・分割して発注できるものについては、当該契約期間の終了後、新たな契約を締結する際に、市内業者の受注機会を確保する。

(5) 修繕

- ① 特定の業者のみが優位にならないよう、使用する材料等のメーカー指定等を避け、同等の材料等の使用も認めることとする。
- ② 予定価格が100万円以内の小規模の修繕については、戸田市小規模修繕事業者登録要綱に基づく小規模修繕事業者登録名簿に登載されている市内業者を選定することとし、実績がない業者についても受注機会を確保する。

(6) その他の契約（財産の売払い、手数料（労働者派遣を除く。）、保険料等）

- ① 物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている市内業者を優先的に選定することとし、受注機会を確保する。

4 入札実施状況の検証

入札実施状況については、毎年度、市内業者への件数ベースでの発注率を業種ごとに取りまとめ、これを検証することにより実効性を高めていくものとする。

また、実施状況の検証結果等を踏まえ、必要に応じて、本実施方針の見直しを行うものとする。

以上